

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について

令和 8 年 1 0 月 1 9 日
経 済 産 業 省
貿 易 経 済 安 全 保 障 局
安 全 保 障 貿 易 管 理 課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）では、国際的な平和及び安全の維持のため、規制対象となる貨物の輸出等について経済産業大臣の許可を受ける義務を課しています。

（1）国際輸出管理レジームの合意及び責任ある技術保有国として、国際的な状況を踏まえた改正

① 輸出貿易管理令別表第一における品目追加等

- ・核酸の結合機能を有さない合成装置を追加し、同時に核酸の結合のみを行うための装置を削除します。【3の2の項】
- ・爆発装置等を製造するための積層造形用の装置を追加します。【5の項】
- ・サンプリングオシロスコープをリアルタイムオシロスコープに変更します。【7の項】
- ・水中用の照明装置を削除します。【12の項】

② 外国為替令別表における品目追加

- ・無機繊維等を使用した成型品の使用に係る技術を追加します。【5の項】
- ・伝送通信装置、簡易爆発装置対策装置の無線送信装置等の使用に係る技術を追加します。【9の項】
- ・潜水艦の使用に係る技術、船舶に使用することができる防音装置の使用に係る技術、エアクション船等の設計又は製造の技術を追加します。【12の項】
- ・簡易爆発装置を妨害する装置等が本来有する機能を実行するための使用の技術を追加します。【15の項】

これら上記改正に伴う所要の改正も行います。

（2）承認等前決済の禁止の対象から除外する項目の追加

外為法等で規定する許可若しくは承認を受けないで、又は届出をしないで支払等をしてはならない取引又は行為から除外される対象に、輸出貿易管理令第一条第三項に規定する輸出を追加します。【外為令第六条第五項】

（3）外国向け仮陸揚げ貨物の定義規定の見直し

輸出貿易管理令第四条第一項第一号の定義規定を見直し、外国向け仮陸揚げ貨物の定義から、同条第二項第三号を削除します。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募対象

具体的には以下の規定の改正案について意見公募を行います。

<政令>

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案（（１）～（３）関係）

<省令>

●輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案（（１）関係）

<告示>

●輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びへ並びに同条第二項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件

<通達>

- 輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達案（（１）、（２）、（３）関係）
- 外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項から第４項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達案（（１）関係）
- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達案（（１）関係）
- 包括許可取扱要領の一部を改正する通達案

3. 資料入手方法

- （１）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- （２）窓口での配布 経済産業省 貿易経済安全保障局 安全保障貿易管理課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館１３階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年10月19日（月）～令和8年11月18日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100－8901

東京都千代田区霞が関1－3－1

経済産業省貿易経済安全保障局 安全保障貿易管理課

パブリックコメント担当 あて

（3）電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：bzl-anpokaanripsy@meti.go.jp

（電子メールの件名を「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に

不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

